

消費者契約法専門調査会 検討状況

これまでの審議経過¹と今後の審議予定

日程	内容
平成28年 9月7日	消費者契約法改正法についての説明 今後の審議の進め方について
10月24日 10月28日	委員によるプレゼンテーション
11月7日	「今後の検討課題」についての整理
11月24日 12月16日 平成29年 1月13日	合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型
2月6日	不当条項の種類の追加
2月24日	「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方 条項使用者不利の原則
3月10日	「勧誘」要件の在り方 不利益事実の不告知
3月27日	困惑類型の追加 消費者に対する配慮に努める義務
4月14日 4月28日	事業活動への影響についてのヒアリング

¹会議資料・議事録等については消費者委員会のホームページに掲載されている。
(<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/>)

第1 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

次のような規定を設けるという考え方について、どのように考えるか。

(法第4条第3項)

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 (略)

二 (略)

三 (案) 当該消費者契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに当該消費者に接近した上で、消費者に生じ得る損害又は危険を殊更に告げること。

(案) 当該消費者契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに当該事業者が指定した場所に来訪させた上で、消費者に生じ得る損害又は危険を殊更に告げること。

四 当該消費者を勧誘に応じさせる目的で当該消費者に接触して当該消費者との間に密接な関係を築いた上で、殊更に当該消費者契約を締結することが当該関係を維持するために必要であると思わせるような言動をすること。

(第31回消費者契約法専門調査会・資料2、7頁)

第2 不当条項の類型の追加

1. 消費者の後見等の開始を解除事由とする条項

事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項について、「事業者は、当該事業者との間で消費者契約を締結した消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときは、当該消費者契約を解除することができることを定めた条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

(第32回消費者契約法専門調査会・資料1、3頁)

2. 解釈権限付与条項・決定権限付与条項

解釈権限付与条項及び決定権限付与条項について、次のような規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

「消費者契約のすべての条項について、条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする条項は、無効とする」という趣旨の規定。

「条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとし、かつ、消費者が事業者に対し事業者による解釈や決定について異議を述べることを排除する条項は、無効とする」という趣旨の規定。

(第32回消費者契約法専門調査会・資料1、7頁)

3. サルベージ条項

「消費者契約法その他の法令の規定により無効とすべき消費者契約の条項について、無効となる範囲を限定する条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

(第32回消費者契約法専門調査会・資料1、11頁)

4. 軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項

事業者の軽過失による消費者の生命又は身体の侵害(ただし、身体の侵害については、被害が重大であるものに限る。)によって生じた損害賠償責任の一部を免除する条項について無効とする規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

(第32回消費者契約法専門調査会・資料1、15頁)

第3 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方

立証責任の転換とは別に、「平均的な損害の額」の資料が提出されないという訴訟の実態への対応として、下記のような考え方について、どう考えるか。

(消費者の立証活動を容易にするため)

消費者は「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」又は「同種の事業を行う通常の事業者が生ずべき平均的な損害の額」のいずれか又は双方を立証することができ、「同種の事業を行う通常の事業者が生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定され、事業者がその推定を覆すためには「同種の事業を行う通常の事業者が生ずべき平均的な損害の額」よりも「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」がより高くなることを立証する必要があるという趣旨の規定を設ける。

(事業者からの根拠資料提出を積極的に促すため)

消費者契約法上の「平均的な損害の額」を巡る訴訟について、事業者による「平均的な損害の額」の算定の根拠となる資料の提出を制度的に促す方策について、その課題を慎重に考慮しつつ検討する。

(第33回消費者契約法専門調査会・資料1、9頁)

第4 条項使用者不利の原則

「消費者契約に該当する定型約款の条項について、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯その他の事情を考慮してもなおその意味を一義的に確定することができない場合には、事業者にとって不利に解釈しなければならない」という趣旨の規定を設けるといいう考え方について、どう考えるか。

(第33回消費者契約法専門調査会・資料1、15頁)

第5 「勧誘」要件の在り方

最高裁判決²によって、不特定多数の消費者に向けられた働きかけであったとしても、消費者に向けた働きかけが個別の消費者の意思形成に直接影響を与える場合には「勧誘」に該当する可能性があることが示されたと考えられる。

以上を踏まえ、「勧誘」要件の在り方について、どう考えるか。

(第34回消費者契約法専門調査会・資料1、4頁)

第6 不利益事実の不告知

不利益事実の不告知に関し、例えば下記のように、法第4条第2項の主観的要件に重過失を追加するという考え方について、どう考えるか。

(法第4条第2項)

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

(第34回消費者契約法専門調査会・資料1、12頁)

² 最判平成29年1月24日(裁判所ウェブサイト参照)。
http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86454

第7 困惑類型の追加

威迫等による勧誘に関して、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該事業者が、当該消費者に対して、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に当該消費者契約における義務の全部又は一部の履行に相当する行為又は当該行為に関連する行為を実施したことの代償として契約の締結を迫ることにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」という趣旨の規定。

(第35回消費者契約法専門調査会・資料1、5頁)

第8 配慮義務

消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書において示された「事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする」という提案について、どう考えるか。

(第35回消費者契約法専門調査会・資料1、12頁)